

京都市教育委員会教育長告示第5号

京都市生涯学習総合センターの組織及び運営に関する規則第1条ただし書の規定に基づき、京都市生涯学習総合センターを次のとおり臨時に開館することとし、これらの日の開館時間は午前9時から午後5時までとします。ただし、京都市生涯学習総合センター分館については、集会、研修、会議等を行うために必要な施設の提供は行いません。

平成25年6月27日

京都市教育委員会

教育長 生田義久

名 称	臨時に開館する日
京都市生涯学習総合センター（分館を除く。）	平成25年7月23日（火）、同月30日（火）、同年8月6日（火）、同月13日（火）、同月20日（火）及び同月27日（火）
京都市生涯学習総合センター分館	平成25年7月23日（火）、同年8月13日（火）及び同月27日（火）

（教育委員会事務局生涯学習部）